

議案第8号

羽曳野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

柏原羽曳野藤井寺消防組合の名称及びその組織が変更されることに伴い、条文中に引用するその名称を改めるとともに、羽曳野市防災会議の委員に充てられる当該組合の者を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市防災会議条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市防災会議条例(昭和39年羽曳野市条例第281号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長」を「大阪南消防組合柏羽藤消防署長」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

羽曳野市防災会議条例 新旧対照表

新	旧
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 1～4 省略</p> <p>5 委員は31人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>大阪南消防組合柏羽藤消防署長及び消防団長</u></p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 1～4 省略</p> <p>5 委員は31人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長及び消防団長</u></p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>以下省略</p>